



Himeji city society of commerce and industry

商工会ニュース

第186号
令和7年1月6日
姫路市商工会

無料 **法律相談** の開催
事業のトラブル解決

●日時 令和7年 **2月19日** (水)
午後2時～午後4時

●場所 姫路市商工会 本所 **秘密厳守**

※相談希望の方は、事前に電話予約を！

☎ (079) 336-1368

無料 **税務相談** の開催
税務関係の事例についての的確にアドバイス

●日時 令和7年 **3月26日** (水)
午後2時～午後4時

●場所 姫路市商工会 本所 **秘密厳守**

※相談希望の方は、事前に電話予約を！

☎ (079) 336-1368

《決算説明会開催のお知らせ》

確定申告に向けた決算説明会を、姫路税務署の職員を招いて開催いたします。
ご都合の良い日時、場所で開催いたしますよう、ご案内申し上げます。

日 時	1月24日(金) 14:00～	1月27日(月) 10:00～	1月27日(月) 13:30～
場 所	家島支所	本所(夢前)	香寺支所

《令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて》

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続きの見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととなりました。

書面申告等における申告書等の提出(送付)の際は、申告書等の正本(提出用)のみ提出(送付)をお願いいたします。

申告書等の控えへ収受日付印の押なつは行われませんが、必要に応じてご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いいたします。

令和7年1月以降、当分の間の対応として、申告書等を収受した「日付」や「税務署名」が記載された「リーフレット」の交付を受けることができます。ご希望の場合は提出時に窓口にてお申し出ください。

郵送等により申告書等を提出される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封して送付すると、窓口での収受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名(業務センター名)が記載されたリーフレットが返送されます。

※対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁、国税局、税務署に提出(送付)される全ての文書をいいます。

書面で申告書等を提出された場合の提出事実・提出年月日の確認については、「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。



詳細はこちら

□本 所 〒671-2103 姫路市夢前町前之庄 1434-15 TEL (079) 336-1368 FAX (079) 336-1130
 □家島支所 〒672-0102 姫路市家島町宮 1900 TEL (079) 325-0629 FAX (079) 325-2359
 □香寺支所 〒679-2151 姫路市香寺町香呂 204-1 TEL (079) 232-0570
 □安富支所 〒671-2401 姫路市安富町安志 1151 TEL (0790) 66-2696

◆カスタマーハラスメントを知っていますか？

顧客からの不当な行為・要求…カスハラかもしれません！以下のような行為がカスタマーハラスメントに該当すると考えられます。

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの。

【カスタマーハラスメント対策企業事例】

カスタマーハラスメント対策集です。QR コードからアクセスし、ぜひ自社での取り組みの参考にしてください。



対策事例集

◆中小小規模事業者向けの経営相談窓口のご案内

相談内容：(例)事業再構築補助金や持続化補助金等の各種補助金申請、経営計画策定支援など

日 程：原則毎週水曜日 10時～12時 13時～15時

※必ず事前予約をお願いします

会 場：姫路市商工会 本所・家島支所・香寺支所・安富支所

※ZOOM等を利用した相談も可

相 談 員：中小企業診断士 荒木 慎吾 氏

姫路市商工会
LINE 公式アカウント



◆支所相談窓口のご案内

令和4年度より各支所(香寺支所・安富支所)下記日程にて相談窓口を開設しております。お気軽にご利用ください。※毎月1日と15日の支所開館日は廃止しました。

【香寺支所】火曜日・金曜日 9時～12時 13時～16時

【安富支所】月曜日・木曜日 9時～12時 13時～16時

相談員：藤岡 泰造 氏

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金に不安を感じたら

無理のない月額で
積立をしたい

制度の特長

1 経営者のための**退職金制度**

2 掛金は**全額所得控除**

3 受取時も**税制メリット**

他にもこんな特徴があります。

- 月々の掛金は1,000円から
- 契約者貸し付けの利用が可能
- 共済金の受給権は差押禁止

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00～17:00

経営者のための
退職金制度です！

オンラインで加入申込み受付中

加入後の一部手続きも**オンライン**で可能。

掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳細内容は

2次元コード又はホームページからご確認ください。

小規模共済 検索

